

平成15年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[国際私法]

甲国人Aが、乙国で自動車を運転中に反対車線に誤って進入し、乙国人Bが運転する自動車と衝突した。この事故により、Aは死亡し、Bは大けがをした。そこで、Bは日本在住のAの子A'を被告とする損害賠償請求の訴えを日本の裁判所に提起した。

(1) 本件自動車事故による損害賠償についての準拠法は何か。Bが、Aは公道で自動車レースのような極めて無謀な運転をしていたとして天文学的な金額の懲罰的損害賠償を請求している場合に生ずる問題にも触れること。
【20点】

(2) Aの相続人とその相続分の準拠法は何か。
【10点】

(3) A'が、損害賠償債務の相続の問題は不法行為の問題でもあり、かつ、相続の問題でもあるので、不法行為の準拠法と相続の準拠法がともにその債務の相続を認めない限り、相続しないと主張したとする。この主張の当否について論ぜよ。
【20点】

論点[国際私法]

不法行為および相続の準拠法についての理解を問う。

- (1) 不法行為準拠法の決定及び準拠法上の懲罰的損害賠償規定の扱い
- (2) 相続準拠法の決定
- (3) 「不法行為」と「相続」の単位法律関係の切り分け